平成３０年（フ）第９１号
福岡市博多区東雲町３丁目４番16―404号
債務者　本多　亜海（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成30年２月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第９３号
福岡市中央区荒戸２丁目４番47号
債務者　陣　　幸博
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第９４号
福岡市博多区竹下１丁目９番３―602号
債務者　松内　良枝（旧姓高尾）
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第９５号
福岡県大野城市栄町１丁目２番20号　コーポかおり101号
債務者　小栗　哲也
1　決定年月日時　平成30年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第９９号
福岡市博多区昭南町２丁目２番12号
債務者　金子　　浩
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第１４８号
福岡市中央区今川１丁目12番34号
債務者　松藤　桂一
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第２０号
大分市大字畑中700番地（コーポ河野201）
債務者　原　　裕太
1　決定年月日時　平成30年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第７５号
北海道岩見沢市北本町東８丁目２番１号　鉄北ハイツ３号室
債務者　能美　征恵
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成３０年（フ）第６号
北海道岩見沢市６条西４丁目２番地29　レジェンド・K305
債務者　杉山　直美（旧姓神）
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成３０年（フ）第７号
北海道河東郡音更町木野大通東８丁目６番地22
債務者　石田由香理
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第１３２号
群馬県太田市西本町２番８号
債務者　久保田実恵
1　決定年月日時　平成30年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成３０年（フ）第１１号
群馬県太田市飯塚町1492番地15　サンヒルズよしだＡ―105号、前住所群馬県太田市牛沢町17番地１
債務者　大川　勇治
1　決定年月日時　平成30年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成３０年（フ）第３号
新潟県新発田市新屋敷137番地12
債務者　原　　克幸
1　決定年月日時　平成30年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成３０年（フ）第４号
新潟県新発田市新屋敷137番地12
債務者　原　　一枝
1　決定年月日時　平成30年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２９年（フ）第１４０２号
京都市南区東九条北河原町22番地　高瀬川南市営住宅216号
債務者　鳴戸　章雄
1　決定年月日時　平成30年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１０４号
岡山県津山市八出534番地、前住所京都府京都市南区久世築山町８番地４
債務者　谷口　　保
1　決定年月日時　平成30年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２９年（フ）第１１４号
岡山県真庭市目木1590番地
債務者　二宗　純子（旧姓樋口）
1　決定年月日時　平成30年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
岡山地方裁判所津山支部